オンライン資格確認における 医療機関・薬局への補助金の概要について

補助類型とその要件						病院			診療所・薬局 (大型チエーン薬局以外)	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が 月4万回以上)
補助類型	顔認証付き カードリーダー 申請日	システム事業者との契約日	運用開始日	2023/4~ 義務化/経過措置	事業完了期限	顔認証付きカードリーダー 3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
						1台	2台	3台		
従来補助 (増額補助なし)	2021/4/1~	-	-	義務化対象 (経過措置未届出)	~2023/3/31	105万円を 上限に補助 ※事業額の210.1万円 を上限に1/2を補助	100.1万円を 上限に補助 ※事業額の200.2万円 を上限に1/2を補助	95.1万円を 上限に補助 ※事業額の190.3万円 を上限に1/2を補助	32.1万円を 上限に補助 ※事業額の42.9万円 を上限に3/4を補助	21.4万円を 上限に補助 ※事業額の42.9万円 を上限に1/2を補助
				経過措置 (1)(4)(5)(6)	~2023/9/30					
				経過措置 (2)(3)	~2024/3/31					
特例補助 (加速化プラン)	~2021/3/31	-	-	義務化対象 (経過措置未届出)	~2023/3/31	210.1万円を 上限に補助 ※事業額の210.1万円 を上限に実費補助	200.2万円を 上限に補助 ※事業額の200.2万円 を上限に実費補助	190.3万円を 上限に補助 ※事業額の190.3万円 を上限に実費補助	42.9万円を 上限に補助 ※事業額の42.9万円 を上限に実費補助	42.9万円を 上限に補助 ※事業額の42.9万円
				経過措置 (1)(4)(5)(6)	~2023/9/30					
				経過措置 (2)(3)	~2024/3/31					を上限に実費補助
特例補助 (その2)	2022/6/7~ 2022/12/31	~2023/2/28	-	義務化対象 (経過措置未届出)	~2023/3/31	210.1万円を 上限に補助 ※事業額の420.2万円 を上限に1/2を補助	200.2万円を 上限に補助 ※事業額の400.4万円 を上限に1/2を補助	190.3万円を 上限に補助 ※事業額の380.6万円 を上限に1/2を補助	42.9万円を 上限に補助 ※事業額の42.9万円 を上限に実費補助	21.4万円を 上限に補助 ※事業額の42.9万円
				経過措置 (1)(4)(5)(6)	~2023/9/30					
				経過措置 (2)(3)	~2024/3/31					〜を上限に1/2を補助 <i>ノ</i>
特例補助(その3)	2021/4/1~ 2022/6/6	-	2022/6/7~ 2023/1/31			210.1万円を 上限に補助	200.2万円を 上限に補助	190.3万円を 上限に補助	42.9万円を 上限に補助	21.4万円を 上限に補助
				_	-	※事業額の420.2万円 を上限に1/2を補助	※事業額の400.4万円 を上限に1/2を補助	※事業額の380.6万円 を上限に1/2を補助	※事業額の42.9万円 を上限に実費補助	※事業額の42.9万円 を上限に1/2を補助

- ※補助金の対象は、(1)マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、(2)ネットワーク環境の整備、(3)レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等となります。
- ※消費税分(10%)も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額となります。
- ※補助金が交付済みの施設については上限等の増額はありません。
- ※特例補助(その2)システム事業者との契約日の要件又は特例補助(その3)運用開始日の要件に該当しない場合、従来補助の適用となります。
- ※経過措置(3)訪問診療のみを提供する保険医療機関については、令和6年4月から開始予定のモバイル端末を用いた居宅同意取得型においても、そのシステム基盤となるオン資の導入に必要な事業については、現在の補助金の交付対象 となりますので、現時点での導入をご検討ください。(顔認証付きカードリーダーをお申込しない場合でも補助金交付の対象となります。)また、居宅同意取得型の追加機能に対する財政支援は、別途実施予定です。詳細は決まり次第、 お知らせいたします。
- ※経過措置(4)のうち臨時施設と、経過措置(5)のうち廃止に関する計画を定めている施設については、経過措置期間終了をもって導入が不要となるため、補助金交付対象ではありません。